

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
農業競争力強化農地整備事業実施要綱  制定 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号 <u>最終改正 令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 3602 号</u>	農業競争力強化農地整備事業実施要綱  制定 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号
<b>第 1 目的</b>  我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある。このような中、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって發揮されるためには、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが重要である。 そのためには、担い手への農地集積や農業の高付加価値化等の政策課題に応じた農地の整備を実施し、農業の構造改善を図ることが不可欠である。 このため、本事業により、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地集積・集約化を図りつつ、生産効率を高め、高収益作物の導入・拡大等を図る農地の大区画化・汎用化等を推進し、もって、豊かで競争力ある農業の実現に資することとする。 〔削る〕	<b>第 1 目的</b>  我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある。このような中、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって發揮されるためには、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが重要である。 そのためには、担い手への農地集積や農業の高付加価値化等の政策課題に応じた農地の整備を実施し、農業の構造改善を図ることが不可欠である。 このため、本事業により、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地集積・集約化を図りつつ、生産効率を高め、高収益作物の導入・拡大等を図る農地の大区画化・汎用化等を推進し、もって、豊かで競争力ある農業の実現に資することとする。 <u>あわせて、情報化施工を活用した農地整備事業の低コスト化に向けた取組を推進することとする。</u>
<b>第 2 事業の内容</b>  本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用等については、農林水産省及び生産局長（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるところによる。 1～5 [略] 〔削る〕	<b>第 2 事業の内容</b>  本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用等については、農林水産省及び生産局長（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるところによる。 1～5 [略] <b>6 低コスト農地整備推進実証事業</b> <u>情報化施工を実施し、その効果を実証するとともに課題を分析・整理した上で、情報化施工の普及・推進方法を検討する事業</u>
第 3～第 9 [略]	第 3～第 9 [略]

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。